

相談無料！

稚商相発第53号：令和4年12月
事業環境変化対応型支援事業

～早めの準備・検討が必要です！～

消費税「インボイス制度対策 個別相談会」 のご案内

来年（令和5年）10月1日から導入される消費税のインボイス制度は、免税事業者・課税事業者、法人・個人問わず、今後の経営や取引に影響が出る可能性があります。

しかし、「自分の商売に関係があるのか」、「どのような準備が必要なのか」、「請求書の記載項目はどのように変わるのか」といった疑問をお持ちの方も多いと思います。

そこで、税理士会稚内部会のご協力をいただき、中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）を対象にした個別相談会を下記のとおり開催いたします。お気軽にご利用ください。

- ◆開催日時 **令和5年1月12日(木)・1月23日(月)**
各日10時00分～16時00分 ※申込受付後に相談時間（1事業所1時間程度）を調整させていただきます。
- ◆場 所 稚内商工会議所 2階会議室 稚内市中央2丁目4番8号
- ◆対 応 者 北海道税理士会旭川支部稚内部会 所属税理士
- ◆申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX・郵送・メールにてお申込みください。
- ◆お問合せ 稚内商工会議所 中小企業相談所 TEL:0162-23-4400 FAX:0162-22-3300
E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp URL: http://www.wakkanai-cci.or.jp
- ◆お 願 い 新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用・手指消毒にご協力ください。
当日、発熱などで体調が優れない場合は当所へご連絡をお願いいたします。
改めて、相談日程を調整させていただきます。

インボイス制度対策 個別相談会 申込書 **FAX 0162-22-3300**

◆稚内商工会議所 行 令和 年 月 日
稚内市中央2丁目4番8号 E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp

事業所名

電話番号

参加者名

相談希望日

☐ 1月12日(木)

☐ 1月23日(月)

(希望日に☑を入れてください)

※ご記入いただいた情報は、本事業に係る各種連絡や情報提供以外に使用いたしません。